

— 狛江市を「人にやさしいまち」へ —

● 人権に関する相談窓口 ●

人権について困ったことがあったら、ひとりで悩まずにご相談ください。

狛江市 人権身の上相談

家庭内や近隣の問題、子ども・高齢者・障がい者・外国人等の人権についてなど、身のまわりの人権問題について相談ができます。

日時：毎月第3木曜日 午後1時～4時

相談員：狛江市人権擁護委員

予約：毎月1日（休日の場合は次の平日）から
秘書広報室（電話 3430-1149）にて受付

法務省人権擁護局 人権相談

みんなの人権110番 《様々な人権問題に関する相談》

0570-003-110

子どもの人権110番 《いじめ・虐待など子どもの人権の相談》

0120-007-110

女性の人権ホットライン 《セクハラ・家庭内暴力など女性の
人権の相談》

0570-070-810

インターネット人権相談 《様々な人権問題に関する
インターネット相談》



人権を尊重しみんなが 生きやすい狛江をつくる 基本条例

を制定しました！

令和2年7月発行
狛江市企画財政部政策室
市民協働推進担当
TEL 03-3430-1111



『人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例』とは？

前文

「基本的人権」とは、みなさんが生まれながらにして持っている、人間らしく生きる権利です。この人権が守られるためには、「自分の人権が守られること」そして「相手の人権を守ること」、この両方が大切です。

狛江市にも「人権が守られていないな」、「なんだか生きづらいな」と感じている人がいます。市民一人ひとりが大切にされ、だれもが生きやすく、安心して暮らせるまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなで作っていきましょう。

人権を侵害する行為の禁止（第3条）

差別やいじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、プライバシーの侵害などの「人権を侵害する行為」をしてはいけません。

人権を侵害する行為は、上に挙げたもの以外にもたくさんあります。今は問題になっていないことでも、いつか人権を侵害する行為になることもあります。

人権って
なんだろう？

東京都のインターネットサイト「じんけんのとびら」では、さまざまな人権課題について取り上げています。

じんけんのとびら

検索



どうしてこの条例をつくったの？



1. 狛江市の第3次基本構想に掲げていた「平和を求め人権を尊重するまちづくり」を実現するため
2. 2018年に前市長によるセクシュアル・ハラスメントとみられる行為があり、それをきっかけにさらに人権を尊重し、人にやさしいまちにするため

＜市が取り組むこと＞

- ・一人ひとりを尊重しながら、すべての業務にあたります。（第5条）
- ・みなさんが安心して気軽に相談でき、適切な救済につながるよう支援します。（第9条）
- ・人権の尊重についてみなさんの意識が高まるよう、人権に関する情報をお知らせしたり、人権を尊重するための活動を支援します。（第10条～12条）

＜市民、団体のみなさんが取り組むこと＞

- ・お互いを尊重し、お互いの人権を守ります。（第6条）
- ・地域や仕事などで団体活動をするときには、周りの人や団体のメンバーを尊重しながら活動します。（第7条）
- ・市が行う人権に関する取組に協力します。（第6条、第7条）

＜狛江市人権尊重推進会議（第13条）とは？＞

「だれもが生きやすく、安心して暮らせるまち」に向かっているか、どのような取組をしているか、みなさんが人権についてどのように感じているのかなどを見ていくために、「狛江市人権尊重推進会議」を立ち上げます。

狛江市が人権が尊重され、みなさんにとってより良いまちになるよう、専門家や市民のみなさんと取り組んでいきます。